

野沢温泉観光協会ホームページ

バナー掲載広告主を募集します

野沢温泉観光協会ホームページにバナー広告を掲載する広告主を募集します

○ホームページをお持ちの皆さん、バナー広告を掲載してみませんか

地域経済の活性化と自主財源の確保を図るため、観光協会ホームページに広告掲載を希望する事業者を募集します。多い月で約 40,000 回の閲覧があり、PR 効果が期待できる広告媒体です。ホームページをお持ちの事業者の皆さん、自社の PR、イメージアップにご検討ください。

○令和 4 年度の掲載期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

※月の初日から末日までの 1 ヶ月間を基本単位とし、最大 12 ヶ月連続してお申し込みいただけます。

○掲載場所

1. トップページ（各月に掲載する事業者は業種ごと 1 施設とします。）



この部分に掲載。

掲載数により、スクロールとなります。

2. TOPICS



この部分には新着順に

掲載。最大 5 件まで表

示。もっと見るにて引

き続き掲載

○バナー広告掲載料

トップ 1 枠：100,000 円/月額（税込）

TOPICS：無料

○申し込み方法

広告掲載を希望される方は、以下の申請書等に必要事項を記載のうえ、野沢温泉観光協会事務局にご提出ください。

1. 掲載申請書（第 1 号様式）
2. バナー画像

野沢温泉観光協会広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、印刷物、ホームページ、公共施設等の資産を有効活用するとともに、自主財源の確保を図るため、それらの資産に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 広告媒体 次に掲げるもので、広告掲載が可能なものをいう。ア印刷物 イホームページ ウ施設 エ その他広告媒体として活用できる資産 (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、会員登録事業に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの (2) 法令等に違反するおそれがあるもの (3) 信用又は品位を害するおそれがあるもの (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの (5) その他不相当であると認めるもの (6) 自社ホームページ以外のリンク(他社OTA等)に紐づいているもの 2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

野沢温泉観光協会広告掲載基準 制 定

(趣旨)

第1条 この基準は、広告掲載に関する要綱第3第2項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(一般的基準)

第2条 広告掲載できる広告は、社会的に信用度が高い情報であり、消費者の誤解を招き、又は与えるものであってはならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容およびデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(掲載基準)

第4条 次に掲げるものは、広告掲載しないものとする。ただし、第1号クに掲げる要件に あっては、理事が必要と認める場合は、この限りでない。(1) 次のいずれかに該当するもの ア 人権侵害、名誉毀損の恐れがあるもの イ 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの ウ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの エ 宗教団体による布教活動を目的とするもの オ 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与えたりする恐れのあるもの カ 国内世論が大きく分かれているもの キ 野沢温泉観光協会の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの ク 会費等の滞納がある者の広告(2)消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの ア 大げさな表現や根拠のない表現(世界一、日本一、一番など) イ 射幸心を著しくあおる表現(今しかない、最後のチャンスなど) (3)青少年保護又は人権の観点から、次のいずれかに該当するもの ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿又は裸体姿。ただし、表示する必然性がある場合には、その都度、適否を検討するものとする。 イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなもの ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現 エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの オ ギャンブル性を肯定するもの カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

ホームページに掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、野沢温泉観光協会広告掲載に関する要綱(以下「要綱」という。)及び野沢温泉観光協会広告掲載基準の規定に基づき、野沢温泉観光協会ホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置)

第2条 この広告を掲載する位置は、野沢温泉観光協会ホームページのトップページ、及びその他野沢温泉観光協会事務局が指定した位置とする。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、要綱第3条の規定による。

(広告の掲載順位)

第4条 掲載する広告の内容は、地域性の高いものを優先させることとする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料については、別途定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの間で、1か月を単位とし、12か月連続して掲載することができるものとする。

(広告掲載の申請及び決定)

第9条 広告掲載希望者は、直接野沢温泉観光協会ホームページバナー広告掲載申請書(第1号様式)、ホームページバナー画像を添えて、申請するものとする。

(広告の作成及び提出)

第11条 原稿の作成経費は、広告主の負担とし、電子記録媒体により事務局に提出しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第12条 ホームページへの広告の掲載内容が適切でないと判断したときは、広告の掲載を取消することができる。

(広告掲載内容の変更)

第13条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告の掲載内容を変更することができるものとする。(1)前項の規定により広告の掲載内容を変更するときは、広告主はホームページバナー 広告掲載内容変更申請書(第2号様式)により事務局に申し出なければならない。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。(1)前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主はホームページバナー広告取り下げ申請書(第3号様式)により事務局に申し出なければならない。

(責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。(1)広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、事務局に対して保証するものとする。(2)第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

野沢温泉観光協会ホームページバナー広告掲載申請書

年 月 日

野沢温泉観光協会長 あて

広告掲載申請者

- 事業者名
- 代表者職氏名
- 連絡先（電話番号・E-mail）
-

次のとおり、野沢温泉観光協会ホームページへのバナー広告の掲載を申請します。

リンク先URL	
バナー広告の内容	別紙のとおり（データ）
掲載希望場所	<input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> TOPICS
掲載希望期間 トップページのみ	年 月 から 年 月末 まで（ ヶ月間）
備考 [TOPICS PR文 30字程度]	

野沢温泉観光協会ホームページバナー広告掲載内容変更申請書

年 月 日

野沢温泉観光協会長 あて

広告掲載申請者

- 事業者名
- 代表者職氏名
- 連絡先（電話番号・E-mail）

次のとおり、野沢温泉観光協会ホームページへのバナー広告の掲載を申請します。

変更内容	<input type="checkbox"/> リンク先URL
	新URL：
	<input type="checkbox"/> バナー画像
	別紙のとおり（印刷物及びデータ）
変更対象の広告を掲載している場所	<input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> TOPICS
変更希望月	年 月 から変更を反映
備考	

野沢温泉観光協会ホームページバナー広告取り下げ申請書

年 月 日

野沢温泉観光協会長 あて

広告掲載申請者

- 事業者名
- 代表者職氏名
- 連絡先（電話番号・E-mail）

次のとおり、野沢温泉観光協会ホームページへのバナー広告の辞退を申請します。

リンク先URL	
掲載希望場所	<input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> TOPICS
掲載中止希望月	年 月 から取り下げ
備考	